

令和8年度

八王子市立ひよどり山中学校

生活指導のしおり

令和8年4月1日
生活指導部

生活のきまり

1. 登下校

- ・登下校中も地域の一員として、ひよどり山中生としての自覚と誇りを持って行動しよう。
- ・交通ルールを守ろう。
- ・自転車通学は禁止です。
- ・登下校途中の寄り道(友人宅や小宮公園等での長話や物を食べる行為)は禁止です。自宅にまっすぐ帰ると。
- ・帰宅後、塾や習い事、遊びなどで出かける際は、私服に着替え、標準服で活動しないこと。

2. 登校時刻

- ・朝は、8時20分までに教室に入り、8時20分から自席で読書、または朝学習を始める。
8時25分に着席していないもの(朝礼の時は整列)は遅刻または欠席となる。
- ・欠席、遅刻、早退、見学等は、保護者が事前に Home&School、生徒手帳または電話(7:45~8:15)で学校に連絡する。
(8:15~20の時間帯は、職員打ち合わせのため電話はご遠慮下さい。)
《生徒手帳による欠席連絡の場合は、保護者が届け出欄に理由を書き、押印し担任または保健体育担当の先生に提出して下さい。》
- ・授業開始後に遅刻して登校した生徒は、必ず職員室へ一旦よって担任または学年の先生にその旨を報告してから授業を受けること。
- ・早退者も同様の手続きを行ってから早退する。また、帰宅後はすぐに学校に連絡する。
- ・朝礼がある場合には、早目に登校する。教室に荷物を置き、8時25分に整列完了できるよう所定の場所に整列する。遅刻者は列の後ろに並ぶ。
- ・朝礼など学年、クラス単位で移動するときは、3年→西階段・1、2年→東階段の使用を原則とする。
- ・朝学活後、8:35までは教室から出ない。
- ・部活動等朝練習がある場合は、顧問の先生の指示に従い、遅刻をしないように心がける。

3. 休み時間

- ・休み時間は次の授業の準備、移動、トイレを最優先とする。次の教科の道具を机上に準備してから休む。
- ・廊下は歩く。
- ・10分間の休憩時間は次の授業の準備及び手洗いなどの時間とする。
- ・昼の休憩時間に校庭と図書室は開放する。身体を動かすなど有効に使う。
- ・体育館は開放しない。
- ・ボールは昼休みのみ生活委員会が貸し出しをする。その際、生徒手帳を提出する。
- ・予鈴が鳴ったら終了し、ボールを返却する。次の授業に遅れないようにする。遅れることがあった場合は、ボールの貸し出しを停止する場合がある。

4. 清掃時間

15:30~15:45(水曜日は13:25~13:40…会議等がある場合には、なし)

時間:帰りの会終了後、すみやかに所定の場所に行く。

清掃終了後、全員が集まったところで、担当の先生に報告をする(担当の先生は必ずつく)

清掃終了後、窓を閉める。再び開けることがないようにする。

5. 下校時刻

放課後に用がない生徒 一般生徒 13:45(水曜日) 15:50(6校時)

部活動等の完全下校 18:15(4月~9月)
18:00(10月・2月・3月)
17:30(11月~1月)

*水曜日は、原則部活動なし(委員会活動を除き、一斉下校)

- ・午前中授業(一斉下校)などいつもより早く下校する日は、15:00まで自宅学習とする。
- ・職員会議・学年会のため水曜日は原則として部活動なし
- ・用事のない生徒はすみやかに下校する。
- ・下校後、忘れ物等で再登校する場合は、標準服(部活動がある生徒は体育着もしくは部活動で定められた服装も可)で登校し、必ず職員室内の先生の許可をもらう。
- ・部活動の朝練の開始は7時30分以降とする。

6. 服装

- ・シャツを出す、襟元の第2ボタンをはずす、スカートたけを短くする、かかとを踏むなど、周囲へ不快感をあたえる身なりはしない。

10月～5月(冬)

- ・衣替えは10月1日とする。但し、原則としてそれぞれ前後一週間は移行期間とする。
- ・標準服、白のワイシャツ、ネクタイ、靴下は白、黒、紺、グレーを基調とする。女子は黒タイツも着用可。
- ・校章を左えりにつける。
- ・防寒着の色は、黒・白・紺・茶・灰とし文字や飾りのある物は着用しない。
(5月～10月は防寒着禁止月間となります。セーターやベストのワンポイントは可)
- ・体温調節の方法としては上着を脱ぐ。その場合、授業中のみとして教室の外へ出る場合や登下校時はセーターなどでいることがないようにする。
- ・ひざ掛けは教室のみ許可する。廊下や特別教室などでの使用はしない。

6月～9月(夏)

- ・夏用の標準服と白のワイシャツ(ネクタイは着用しない。)
女子はベストを着用する。暑い日でベストを着用しない場合は、ワイシャツの下に必ずTシャツを着る。但し、行事や校外学習のときはベストを着用する。
- ・衣替えは6月1日とする。但し、原則としてそれぞれ前後一週間は移行期間とする。
- ・髪の毛を結ぶ時は髪ゴムを用い、装飾のある物は使わない。髪ゴムを使わない時は手首につけない。
- ・パーマ、染毛、エクステンション、ピアス、マニキュア、化粧、その他類似するような華美な身だしなみにはしない。
- ・寒いときはジャージの上は着用してもよい。部活ジャージは校舎内不可

7. 頭髪など

- ・頭髪や爪は、学習、運動にふさわしい長さで清潔に保つこと。
- ・染髪・脱色・パーマ・エクステ・化粧・アイプチ・ピアス等アクセサリーはしない。
- ・整髪料(ワックスなど)をつけない。

※頭髪等の身だしなみでその場で直せない場合は、保護者に連絡し、自宅で改善し再登校してもらうことを原則とする。(猶予期間あり)

8. 靴

- ・サンダルで登校できない。
- ・校内は体育館履きを兼用とする。上履きの使用も可とする《1年黄色・2年赤色・3年青色》
(学期に1度は、体育館履きの寸法等を家庭で点検して下さい。)
- ・体育館履きにはかかとに名前を記入する。かかとは踏まない。
- ・体育館履きを忘れたときには、職員室前の廊下にある「貸出し用」を履くこと。
(職員室前の廊下にて貸出しノートに記入し担任または学年の先生から貸し出してもらう。返却も同じ)

9. 昼食

- ・昼食は、給食とする。(基本、6週に一度給食当番・白衣は洗濯、アイロンをかけ次の班に引き継ぐ)
- ・水筒を用意しても構わない。
(お茶類かスポーツドリンクのみ。炭酸飲料やジュース、紙パックは禁止とする。)
(お茶類は、糖分の含んでいない物にする。)水筒の代わりとしてペットボトルも可とする。
- ・菓子類は禁止
- ・昼食時間は、12:45の食事開始より13:05の終了チャイムまで。13:05の終了チャイムまで教室から出ないこと。昼休みの生徒の活動は、13:05以降に始める。

10. 菓子類(アメ・ガム)など

- ・登下校時を含む学校生活全般において、アメ(のど飴も含む)やガムやブレスケア商品をはじめとし菓子類を口にする、持ち込むことは禁止とする。

11. 外出

- ・一旦登校したら、外出することはできません。(忘れ物を取りに帰れない。昼食を買いに行けない等)
- *忘れ物(お弁当を含む)は、学校の電話を借りて連絡し、保護者の方に届けてもらう。

12. 持ち物

- ・不要物(学習に必要な物)や不必要なお金は持って来ない。不要物は原則として保護者に返す。
- ・原則的に貴重品は持って来ない。事情により持って来た場合には、盗難防止のため、必ず朝学活時に担任に預けること。
- ・所持品には必ず学年・組・氏名を書いておくこと。
- ・個人の所有物(教科書・体育着など)の貸し借りはしないこと。
- ・スマートフォン等は、学校生活に必要な物とし許可しない。(不要物扱いに同じ)
- ・指輪、ネックレス、ピアス等のアクセサリー類は、学校生活に必要な物とする。
- ・腕時計は、必要があれば持って来て良いが、各自の管理とする。
- ・紛失物、拾得物があった場合は、ただちに担任の先生等に申し出ること。
(届けのあった拾得物は、職員室前の廊下にある落し物棚に保管。)

13. 公共物

- ・公共物は大切に扱い、公共物に対するいたずらは絶対にしない。
- ・公共物を破損した場合は、ただちに担任の先生等に申し出て、破損届けを提出すること。
- ・校内の校具や施設を破損した場合、状況によって修繕費をいただきます。(校内の規定により上限を設けている 30,000 円)
- ・校内の校具や施設を破壊している現場やいたずらを目撃したり、破損している箇所やいたずらされている箇所に気付いた場合は、すぐに担任の先生等に報告すること。
- ・クロムブックの取り扱いについては、別紙参照

14. 職員室

- ・職員室での生徒の入室は原則禁止されています。
- ・定期考査の前後の期間は、入室制限が行なわれます。
- ・入退室の際は、しっかりとあいさつを忘れないこと。
- ・カバンやコートを身につけたまま入室しないこと。

15. 教室

- ・他学級、特別教室や空き教室には勝手に出入りしない。特に、他学級の教室には更衣や少人数授業等許可された時以外は入らないこと。また、他学年のフロアーへも行かないこと。(盗難・破損・いたずら防止のため。)
- ・教室や廊下などで暴れたり、奇声をあげたり走ったりしない。

16. 礼儀など ~正しい礼儀&マナーを身に付けよう

- ・あいさつをしよう。(朝・帰り・来校者など)
- ・目上の人(先生や先輩)に対してと友だちに対しての言葉づかいは正しく使い分けること。

17. その他

- ・屋上の使用は禁止されています。
- ・平常時の非常階段の使用は禁止されています。東側非常階段 1 階から 2 階は使用可。
- ・学割を取得したい場合は、担任に申し出て、学割申請用紙を事務室に提出する。
- ・コピー機や印刷機は、生徒は勝手に使用しない。
- ・生徒手帳は常に携帯する。
- ・校章・ボタンの紛失 校章240円 ボタン大 120 円、小 100 円
- ・事務室には生徒だけで物を取りにいかない。
- ・6 時間目に体育や農業があった場合は着替えをせず、下校してもよい。
- ・貸傘(後日返却)職員室にて学年の先生に申し出てください。

令和8年度

いじめ防止基本方針

八王子市立ひよどり山中学校
生活指導部
令和8年4月1日

令和8年度 八王子市立ひよどり山中学校 いじめ防止基本方針・その取組・組織

「いじめ防止対策推進法」及び、八王子市の「いじめ防止基本方針」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

1. いじめ防止のための法的背景

(1)いじめ防止対策推進法

2011年大津市中学二年生いじめ自殺事件が2012年になって発覚したことを契機に、2013年6月28日に国会で可決成立し、同年9月28日に施行された。

1)いじめの定義づけ

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(小学校、中学校、高等学校中等教育学校及び特別支援学校)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット・SNSを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義し基準を『他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為』により『対象生徒が心身の苦痛を感じているもの』と明確にした。

2)学校の対処方法の明確化

- ① 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として
 - ・道徳教育等の充実、早期発見のための措置、相談体制の整備。
- ② インターネット・SNSを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として
 - ・いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等。
 - ・調査研究の推進、啓発活動について定めること。
- ③ 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- ④ 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として
 - ・いじめの事実確認、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。また、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合ただちに警察に通報すること。懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。以上が明確化された。

2. 八王子市の「いじめ防止基本方針」

八王子市では、「いじめ防止対策推進法」並びに「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づき「八王子市いじめ防止基本方針」を定め、これまで以上に学校、教育委員会、さらには家庭や知識も含めた社会全体が一丸となって、いじめ問題への取組を推進している。(平成26年4月1日より施行している。)

八王子市いじめ防止基本方針(抜粋)

1 基本方針策定の意義

八王子市いじめ防止基本方針は、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、八王子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、八王子市立小・中学校、家庭、地域住民その他の関係機関が連携し、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット・SNS を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。そのため、全ての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」という指導を徹底するとともに、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度などを養うことが必要である。

また、児童・生徒が安心して、自己有用感や充実感をもてる学校生活を送れるようにすることが必要である。

いじめを早期に発見し、速やかに解決するためには、学校の組織的な対応が不可欠であり、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所等）と適切に連携を図ることが必要である。さらに、家庭、地域、関係機関が学校と連携し、いじめの問題を克服するための継続的な取り組みを推進することが重要である。

4 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国のいじめ防止基本方針や八王子市いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

全ての児童・生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

そのため、児童・生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童・生徒を傷つけたり他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、全ての児童・生徒にとって分かる授業を行うための授業改善に積極的に取り組む。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視したり隠したりすることなく、積極的に認知する。そのため、日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員だけに任せることなく、速やかに組織的に対応し、被害児童・生徒を守り通すとともに、加害児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については教職員全員が共通理解をしたうえで、保護者へも協力を依頼し取り組むとともに、必要に応じて関係機関・専門家等と連携して対応する。

エ 重大事態への対処

いじめにより児童・生徒の生命、心身、財産等に重大な被害が生じた疑いがあると判断される場合には、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行う。また、市教育委員会と連携して重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

5 教育委員会における取組

- (1) 日常的な学校支援
いじめ防止等の取組に関して学校訪問等を通じて指導・助言を行う。
- (2) いじめの実態把握
各学校のいじめの発生状況や対応状況を調査・把握し指導に生かす。
- (3) 関係機関との連携
必要に応じて、警察、児童相談所、民生・児童委員、保護司会等、健全育成に関わる関係機関や専門家と連携し学校を支援する。
- (4) 教員研修
いじめの問題の理解と対応についての教員研修を実施する。
- (5) 啓発活動
いじめの問題の理解と対応について、保護者や関係機関等への啓発を行う。
- (6) 教育相談
電話・来所によるいじめの通報や相談を受ける体制を整備するとともに、学校へ心理の専門家の派遣を行う。
- (7) 重大事態発生時の対処
学校と連携して事実関係を明らかにするための調査を実施するほか、必要に応じて第三者を加えた組織により、詳細な調査や対策についての検討を行う。

3. 学校いじめ防止基本方針

★学校いじめ対策委員会の設置(週1回の定例会議を基本とする)

メンバー構成

(校長・副校長・生活指導主任・教務主任・進路指導主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー)

① いじめに対する基本認識

「いじめは、する人が悪い。いじめられる人は悪くない。見ている人もわるい」
すべての生徒と大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは「しない させない 許さない」を大原則とする。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

② 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳と心を傾ける。
- (2) 生徒の行動を日常的・意図的かつ多面的に注視する。
- (3) 保護者と情報を共有する。
- (4) 地域と日常的に連携する。
- (5) 定期的にいじめの実態を把握する生活調査を年3回実施する。
- (6) 小中学校が連携を深め、継続的かつ段階的な指導と個に応じた支援・指導を行う。

③ 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。また 100%の解消を目指す。

- (1)いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2)学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3)校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4)いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5)法を犯す行為やその疑いのある行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6)チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。

④ 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の自治的ないじめ防止活動を推進していく。

- (1) 望ましい人間関係の育成を図るために、学校の教育活動全体にわたって、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる教育活動を計画的に実施する。
- (2) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考えられるよう、生徒会活動等、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題の解決に向けた取組みに努める。
- (3) 道徳・特別活動を通して、規範意識やよりよい集団のあり方や SNS 等についての学習を深める。
- (4) コミュニケーション能力を高める活動や体験的活動を重視し、教育活動全体を通して物事を話し合いで進める、解決する態度を身に付けさせる。
- (5) 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命を尊重する態度等生徒の豊かな心の育成に努める。
- (6) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーを活用する。
- (7) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように人権意識を高めるための研修と教育活動を展開する。
- (8) 常に「いじめがあるかもしれない」という危機意識をもち、いじめ問題を定期的に点検して、改善充実をめざし早期に対応する。～定期的な生活アンケート(いじめ防止・対応)の実施と活用。
- (9) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (10) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (11) 学校いじめ対策委員会を中心にいじめ基本防止方針を点検し、必要に応じて見直す。
- (12) いじめ防止等のための取組みに係る達成目標を学校評価の項目に設定する。
- (13) 入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、地域への基本方針の内容を説明する。
- (14) 学校いじめ対策委員会の年間の活動計画の作成。

② 発生時の対応

加害生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者との協力、警察や児童相談所等の連携の下、当該生徒が抱える問題の解決を図る。学校は、組織的に全校をあげて迅速かつ丁寧にその解決に向けて取り組む。

- (1) いじめの事実確認を徹底して行う。
- (2) いじめを受けた生徒やその保護者に対する保護や支援し、生徒に寄り添う受容的支援に取り組む。
- (3) いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を行い、生徒に寄り添う受容的指導に取り組む改善と支援する。
- (4) 状況に応じて教育委員会や警察等関係機関と連携して対応する。
- (5) 状況に応じて学級・学年・全校で二者面談(生徒・教員)や三者面談(生徒・教員・保護者)をするなど組織的な事実解明に努める。
- (6) 学校運営協議会へ状況を説明するなど組織的な対応を図る。
- (7) 再発防止や事実説明のために全校集会や状況に応じて臨時保護者会を設定する。

⑥ 校内組織

いじめの防止等に向けて『いじめ対策委員会』を設置し、週 1 回定期的に生徒の情報を共有し、早期発見につとめ、組織的に対応する。構成メンバーは、管理職・分掌主任・各学年生活指導担当・養護教諭・スクールカウンセラーで構成する。

必要に応じて、いじめ対応サポートチーム(指導課)、スクールソーシャルワーカーと連携する。

4. いじめ対応の具体的な取組

初期対応の流れ	取組
1. いじめの発見・認知	(1)学級担任、教職員による寄り添う指導 (2)子ども・保護者の訴え (3)「いじめアンケート」
2. 報告(5W1Hを正確に) 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	(4)教育相談 (5)外部からの情報 (6)発見者及び認知者は、直ちに主任教諭、主幹教諭、校長・副校長に報告
3. 事実確認と情報整理及び 関係保護者への連絡・説明 訴えには、 「あなたを全力で守る。」 「おさんを全力あげて守る」 と伝える。	(1)いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 (2)当該の子ども、関係者からの聞き取り ① 話しやすい人や場所等の配慮 ② 複数の教職員で聞き取り ③ 情報提供者の秘密を守る (3)関係保護者へ連絡・説明(家庭訪問が原則)
4. 情報共有と共通理解及び 校内体制の編成	(1)会議等で情報共有 (指導・援助方針の共通理解、役割分担) (2)スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム (指導課)、スクールソーシャルワーカーとの連携
5. 子どもへの指導及び保護者との連携	(1)被害者(いじめられた子ども)へ 徹底して味方になる。表面で判断せず支援を継続する寄り添う指導を行う。 (2)加害者(いじめた子ども)へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する納得する指導により、今後同じことは起きないようにする。 (3)観衆・傍観者(周りの子ども)へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。日頃からリーダーを中心とした自治的な活動により、いじめは許されないという雰囲気为学校全体で作出す。
6. 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	(1)教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 (2)被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 (3)必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 (4)事実・対応経過の記録、情報等を整理する。